告　示

		号外	ページ
○内　閣　府			
七九	沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき旅客ターミナル施設等及び特定販売施設を指定する件	一	165
○公正取引委員会、消費者庁			
七	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	五	170
○国家公安委員会			
三七	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人青森県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件	九	一
三八	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件	九	一
三九	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	九	一
四〇	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議から代表者変更の届出があった件	二三	一
四一	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから代表者変更の届出があった件	二三	一
○個人情報保護委員会			
八	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件	一九	二
○金　融　庁			
四五	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件の一部を改正する件	五 170	一八
四六	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項の規定に基づき、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者及び金融庁長官の定める取引を次のように定める件の一部を改正する件	五 170	一九
四七	金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件	五 170	一九
四八	保険業法第二百七十二条の二十六第一項第四号の規定により少額短期保険業者の業務の一部の停止を命じた件	一七 177	一
四九	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	二九	三
○金融庁、法務省、財務省			
四	社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	八	二
○デジタル庁			
五	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件	三一 187	二八
○デジタル庁、総務省			
一〇	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件	三一 187	二三
○総　務　省			
一一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件	三一 187	四七
二四〇	家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件	一	二
二四一	特定国外派遣組織を指定する件	一	三
二四二	〃	五	三
二四三	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	五 170	二〇
二四四	令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件	五 170	二〇
二四五	令和二年総務省告示第百六十五号の一部を訂正する件	五 170	二〇
二四六	令和二年総務省告示第二百十五号の一部を訂正する件	五 170	二一
二四七	令和二年総務省告示第二百八十三号の一部を訂正する件	五 170	二一
二四八	令和二年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件	五 170	二一
二四九	令和二年総務省告示第三百六十一号の一部を訂正する件	五 170	二二
二五〇	令和三年総務省告示第三十一号の一部を訂正する件	五 170	二三
二五一	令和三年総務省告示第九十六号の一部を訂正する件	五 170	二三
二五二	令和三年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件	五 170	二四
二五三	令和三年総務省告示第百七十三号の一部を訂正する件	五 170	二四
二五四	令和三年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件	五 170	二五